地区別会議資料
（松尾地区地域審議会）

平成２６年度　第１回
蓮沼、松尾、山武、成東地区地域審議会次第

日時：平成２６年６月２５日（水）
午後２時から
会場：本庁舎３階 大会議室

１．開　　会

２．市長あいさつ

３．委員・職員紹介

４．説　　明
（１）地域審議会について
（２）地域審議会の諸規程について
（３）山武市の行政組織について
（４）平成２６年度山武市予算について
（５）山武市総合計画について
（６）地域振興基金活用事業について
（７）その他

―　　休憩（会場移動）　　―

地区別会場案内
蓮沼地区　　本庁舎（新館）３階 第４会議室
松尾地区　　成東保健センター２階 第２保健指導室
山武地区　　本庁舎車庫棟　２階 第８会議室
成東地区　　本庁舎（新館）３階 第５会議室

５．議　　題
（１）会長・副会長の選出について
（２）第４期地域審議会までの経緯、今後のスケジュールについて
（３）市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会委員の選出について
（４）意見交換
（５）その他

６．閉　　会

蓮沼地区地域審議会委員名簿

（敬称略）

区　　分	氏　　名
公共的団体を代表する者	秋葉（あきば）　俊雄（としお）
	秋葉（あきば）　修（おさむ）
	石橋（いしばし）　滝夫（たきお）
	善塔（ぜんとう）　雄（たけし）
	山﨑（やまざき）　清（きよし）
	片岡（かたおか）　英夫（ひでお）
学識経験を有する者	今関（いまぜき）　紘（ひろし）
	飯島（いいじま）　正夫（まさお）
	石橋（いしばし）　宏（ひろし）
	木島（きじま）　弘喜（ひろよし）
	土屋（つちや）　美智枝（みちえ）
公募により選任された者	橋本（はしもと）　典子（のりこ）
	三橋（みつはし）　敏子（としこ）
	秋葉（あきば）　せい子（こ）
	小髙（おだか）　照代（てるよ）

松尾地区地域審議会委員名簿

（敬称略）

区　　分	氏　　名
公共的団体を代表する者	秋葉（あきば）　政美（まさみ）
	油楯（ゆはし）　光枝（みつえ）
	地布久（ちふく）　勝夫（かつお）
	齊藤（さいとう）　澄子（すみこ）
	深堀（ふかぼり）　孝夫（たかお）
	小梛（おなぎ）　としえ
学識経験を有する者	大津（おおつ）　秀夫（ひでお）
	篠原（しのはら）　米子（よねこ）
	太田（おおた）　道子（みちこ）
	大嶋（おおしま）　滋子（しげこ）
公募により選任された者	秋葉（あきば）　利一（としかず）
	太田（おおた）　祥代（さちよ）
	小梛（おなぎ）　昌（まさし）
	古川（ふるかわ）　栄（さかえ）
	周東（すとう）　慶幸（よしゆき）

山武地区地域審議会委員名簿

（敬称略）

区　　分	氏　　名
公共的団体を代表する者	吉井　正行（よしい　まさゆき）
	鈴木　章浩（すずき　あきひろ）
	蕨　明久（わらび　あきひさ）
	蕨　健吉（わらび　けんきち）
	齊藤　美由紀（さいとう　みゆき）
	塚野　美保子（つかの　みほこ）
学識経験を有する者	髙橋　照美（たかはし　てるみ）
	伊藤　和（いとう　やわら）
	京相　惠子（きょうそう　けいこ）
	小川　克彦（おがわ　かつひこ）
公募により選任された者	髙橋　直樹（たかはし　なおき）
	秋山　滋（あきやま　しげる）
	朝見　文江（あさみ　ふみえ）
	藤ノ木　さやか（ふじのき）
	金子　雅子（かねこ　まさこ）

成東地区地域審議会委員名簿

（敬称略）

区　　分	氏　　名
公共的団体を代表する者	大類（おおるい）　英之（ひでゆき）
	石井（いしい）　博行（ひろゆき）
	鈴木（すずき）　伸子（のぶこ）
	今井（いまい）　正夫（まさお）
	小山（こやま）　和典（かずのり）
	野口（のぐち）　よし子（こ）
学識経験を有する者	髙木（たかぎ）　壽（ひさし）
	諏訪（すわ）　富美江（ふみえ）
	石毛（いしげ）　美江子（みえこ）
	長谷川（はせがわ）　美代子（みよこ）
公募により選任された者	稗田（ひえだ）　忠弘（ただひろ）
	並木（なみき）　三喜男（みきお）
	渡邉（わたなべ）　和代（かずよ）
	今関（いまぜき）　康弘（やすひろ）
	長谷川（はせがわ）　清和（きよかず）

市出席者名簿

所　　属	職	氏　　名	備　　考
山武市	市　長	椎名（しいな）　千収（せんしゅう）	

事務局名簿

総務部 企画政策課	課　長	小川（おがわ）　雅弘（まさひろ）	1 列目
総務部 企画政策課	副主幹	加瀬（かせ）　英男（ひでお）	
市民部 蓮沼出張所	所　長	秋葉（あきば）　絹（きぬ）	
〃　松尾出張所	所　長	古谷（ふるや）　修一（しゅういち）	
〃　山武出張所	所　長	伊藤（いとう）　勝之（かつゆき）	
総務部 総務課	副主幹	藤田（ふじた）　泰央（やすお）	
総務部 財政課	係長	尾高（おだか）　貴（たかし）	
総務部 企画政策課 政策・シティセールス推進室	室　長	神谷（かみや）　英典（ひですけ）	
総務部 企画政策課 企画係	主査補	松崎（まつざき）　康寛（やすひろ）	2 列目
〃	主査補	伊藤（いとう）　英子（えいこ）	
〃	主任主事	太田（おおた）　智之（ともゆき）	
〃	主　事	中野（なかの）　雄太（ゆうた）	

松尾地区地域審議会の経緯について　≪第１期（平成１８、１９年度）≫

松尾地区は、地域審議会委員 15 名（公共的団体代表 5 名、学識経験 5 名、公募 5 名）で構成され、地域審議会を 5 回、その他勉強会等を 3 回開催した。

開催経緯

開催日		議　題	概要
H18. 7.21	第 1 回	・会長・副会長の選出について ・地域審議会運営要綱について ・今後の会議の運営について	・会長、副会長の選出 ・運営要綱の審議 ・総合計画審議委員（地域審議会代表）の選出 ・会議の有効運営のため、勉強会の開催を決定 ・会議開催前に質問事項提案書を提出
10.26	第 2 回	・山武市総合計画策定基本方針（案）について ・山武市総合計画策定スケジュール（案）について	・計画策定基本方針の説明、確認 ・計画策定スケジュールの説明、確認 ・今後の協議、検討事項について整理
11.16	説明会	説明事項 ・国保成東病院及び地域医療センターについて	
11.16	第 3 回	市長に具申する事項の協議 ・JR松尾駅の利便性の向上について ・成田国際空港対策について ・地域性を活かした企業の誘致について	・各委員による意見、要望について協議、検討し、各事項について意見集約される ・農業の活性化については、今後の課題として審議、協議していくことが確認される
H19. 1.30	説明会	説明事項 ・山武市役所の組織改編について ・行政評価を活用した総合計画の策定について	
3.26	第 4 回	・平成 19 年度主要施策について ・山武市総合計画について ・JR松尾駅の利便性向上について	・平成19年度主要施策の説明、確認 ・新市建設計画主要施策の説明、総合計画における主要施策概要の説明、確認 ・JR 松尾駅南側ロータリ整備の説明
5.28	意見交換会	テーマ ・意見書に対する市の対応について ・農業問題について ・松尾地区における今後の課題	
H20. 1.22	第 5 回	・山武市総合計画（原案）について	・山武市総合計画（原案）の説明、審議、確認

H18.12.14　　地域におけるまちづくりに関する意見書が各委員の意見をもとに数回の審議をかさね提出された。

松尾地区地域審議会の経緯について　≪第２期（平成２０、２１年度）≫

松尾地区は、地域審議会委員 15 名（公共的団体代表 5 名、学識経験 5 名、公募 5 名）で構成され、地域審議会を 5 回、その他勉強会等を 2 回開催した。

開催経緯

開催日		議　題	概要
H20. 5.23	H20 第 1 回	・会長・副会長の選出について ・第 1 回地域審議会の経緯、今後のスケジュールについて	・会長、副会長の選出 ・経緯、今後のスケジュールについて確認
6.23	勉強会	テーマ ・成田国際空港の容量拡大の方向性と可能性について	
7.22	説明会	説明事項 ・山武市総合計画について	
11.4	H20 第 2 回	・地域振興基金の運用益の活用方法について	・地域振興基金の活用方法について検討 ・「第 1 種騒音区域における減税措置に関する事項」について、今後の課題として審議対象としていくことを確認
H21. 3.11	H20 第 3 回	・地域振興基金運用益の活用方法について ・山武市の公共交通について	・協議内容を整理し、会長副会長が最終的な方向性を決定することを確認 ・山武市公共交通会議、法定協議会について説明、確認 ・「成田国際空港都市づくり協議会」視察研修結果報告 ・防災行政無線統合整備事業の説明、確認・ ・松尾出張所周辺の整備計画進捗状況説明、確認
8.20	H21 第 1 回	・山武市の公共交通について ・松尾庁舎の解体・撤去について	・松尾地区で求める公共交通体系に関する事項について協議、検討 ・出張所の取扱いのほか、駅前の活性化を含めた協議、検討 ・小中学校の統廃合について意見
H22.3.9	H21 第 2 回	・地域振興基金運用益の活用方法について ・山武市地域公共交通総合連携計画について	・地域振興基金運用益の活用方法について説明、確認 ・山武市地域公共交通総合連携計画について説明、確認 ・松尾庁舎跡地利用に伴う地域活性化基礎調査業務における中間とりまとめについて報告、確認

松尾地区地域審議会の経緯について　≪第３期（平成２２、２３年度）≫

松尾地区は、地域審議会委員 15 名（公共的団体代表 6 名、学識経験 4 名、公募 5 名）で構成され、地域審議会を 7 回、その他勉強会等を 2 回開催した。

開催経緯

開催日		議　題	概要
H22.7.6	H22 第 1 回	・会長・副会長の選出について ・第 2 期地域審議会までの経緯、今後のスケジュールについて	・会長、副会長の選出 ・経緯、今後のスケジュールについて確認
8.19	勉強会	テーマ ・松尾出張所跡地利用について ・成田空港の容量拡大（30万回）について	
9.28	H22 第 2 回	・地域振興基金運用益の活用方法について	・地域振興基金運用計画（案）全 6 事業の活用方法について審議
11.5	H22 第 3 回	・成田空港の容量拡大（30万回）について ・松尾庁舎跡地利用について	・NAA より資料に基づき説明 ・保健福祉部、松尾出張所の移転、庁舎の解体等について説明、検討、継続審議 ・松尾地域の保育所、こども園の現状と課題（豊岡保育所の児童減少等）について説明、確認
12.10	意 見 交 換会	テーマ ・松尾庁舎解体に伴う出張所の市について	
H23.3.10	H22 第 4 回	・松尾庁舎跡地利用について ・地域振興基金運用益活用事業の提案について	・国道 126 号線との兼ね合いや IT の有効活用について検討、工程について確認 ・地域振興基金運用益活用事業の提案について検討、継続審議 ・豊岡保育所の休園について報告 ・公共交通について資料に基づき報告
8.5	H23 第 1 回	・松尾地域賑わい空間創出事業について	・保健福祉部、松尾出張所の移転等資料に基づき説明、スケジュールについて確認 ・公共交通（乗り合いタクシー）のエリアについて検討 ・混雑緩和飛行ルートの騒音測定について説明
10.3	H23 第 2 回	・地域振興基金運用益の活用方法について	・地域振興基金運用計画（案）全 1 事業の活用方法について審議
H24.2.20	H23 第 3 回	・松尾地域賑わい空間創出事業について	・松尾駅周辺整備について資料に基づき説明

松尾地区地域審議会の経緯について　≪第４期（平成２４、２５年度）≫

松尾地区は、地域審議会委員 15 名（公共的団体代表 6 名、学識経験 4 名、公募 5 名）で構成され、地域審議会を 7 回、勉強会を 1 回開催した。

開催経緯

開催日		議　題	概要
H24.6.26	H24 第 1 回	・会長・副会長の選出について ・第3期地域審議会までの経緯、今後のスケジュールについて ・市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会委員の選出について	・会長、副会長の選出 ・経緯、今後のスケジュールについて確認 ・市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会委員の選出
7.24	勉強会	テーマ ・松尾出張所の跡地利用について ・飛行機の墜落事故が発生した場合の対応について ・防犯について ・防災について	
9.28	H24 第 2 回	・地域振興基金運用益の活用方法について	・地域振興基金運用計画（案）全 6 事業の活用方法について審議
10.5	H24 第 3 回	・松尾庁舎跡地（洗心館の取り扱い）について	・洗心館の解体と洗心館機能の移転先について説明、確認
11.27	H24 第 4 回	・松尾出張所の位置について	・松尾庁舎解体後の出張所機能の移転先について説明、確認
H25.7.22	H25 第 1 回	・松尾庁舎跡地における施設計画（案）について ・松尾地域におけるこども園について ・JR 松尾駅周辺の整備について	・松尾庁舎跡地における施設計画（案）について説明 ・効率的なこども園化の推進について、地域の意見を重視しながら事業実施する旨を報告 ・JR 松尾駅周辺整備の今後の進め方を報告。
9.27	H25 第 2 回	・地域振興基金運用益の活用方法について	・地域振興基金運用計画（案）全 2 事業の活用方法について審議
10.18	H25 第 3 回	・松尾地域賑わい創出整備事業基本設計業務の概要について ・松尾地域賑わい創出整備事業の今後のスケジュールについて	・松尾出張所等の跡地に整備する施設の基本設計段階での施設概要について説明、確認 ・松尾地域賑わい創出整備事業に係る実施設計業務、整備工事及び関連業務の実施スケジュールを報告

平成１８年１２月１４日

山武市長　椎　名　　千　収　様

松尾地区地域審議会
会 長　　佐　瀬　　孝　一

意　　見　　書

松尾地区地域審議会は、平成１８年７月２１日の発足から３回の会議を開催し、新市のまちづくりに当たっての松尾地区の状況、課題について慎重に審議いたしました。この結果を踏まえ、松尾地区地域審議会として別紙のとおり意見書を提出します。

別　紙

松尾地区地域審議会意見書

１　ＪＲ松尾駅周辺の整備等について

旧松尾町では、駅南側を将来市街地ゾーンと位置付け、駅前整備や公共施設の立地とあわせて拠点地区を形成するとともに、幹線道路沿線に商業サービス施設が立地する複合的な住宅市街地の整備を検討しておりました。

市街地の開発・整備に当たっては、松尾地区の中心拠点機能、文化交流などにより高次の都市機能を整備・誘導していく必要があるとともに、計画的に市街化を進め、良好な居住環境を提供していくことが求められています。

また、県が定める成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針では、長生・山武地方拠点都市地域の交流促進地区として位置付けられているＪＲ松尾駅を中心とする地域の周辺整備を行い、鉄道施設整備事業を皮切りに、駅南側地域の活性化を図ることによって、長生・山武地方の北部地域での拠点性の向上と交流の拡大を目指すとされています。

つきましては、ＪＲ松尾駅周辺の整備等を実施することにより、地域の活性化が図られるとともに、将来、山武市の発展に寄与するものと考えられますので、旧松尾町で計画しておりました次の事項について重点的に推進くださるよう提言いたします。

①　ＪＲ松尾駅南側広場を整備し、成田国際空港と連絡する空港シャトルバスが乗入れられるよう停留場を設けること。

②　ＪＲ松尾駅南側から容易に駅が利用できるよう、自由通路又は南側改札口を設けること。

③　ＪＲ松尾駅周辺に公共交通拠点や商業・文化施設を集積させ生活中心機能の充実に努めるとともに、計画的な宅地開発による良好な住宅市街地の整備・誘導に努めること。

２　成田国際空港対策の推進について

松尾地区においては、航空機騒音対策は大きな課題の一つになっており、公共施設における防音施設の整備、テレビ受信障害対策のほか、公共用飛行場

周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律による第１種区域の指定に伴う民家防音工事などの対策を実施しています。

また、平成９年度には成田空港周辺地域共生財団が設立され、第１種区域の隣接地区の防音工事事業や第１種区域内の補完事業が実施されています。

つきましては、旧松尾町で実施しておりました次の事項について、引き続き推進くださるよう提言いたします。

① 騒音対策区域の拡大と対策事業の充実を引き続き国及び関係機関に要望するとともに、市が実施する騒音対策事業の更なる充実に努めること。

② 航空機騒音の障害防止に配慮した土地利用を推進すること。

３ 地域性を活かした企業の誘致について

少子・高齢化対策、環境問題への対応など重要施策に対処するための財政需要が増大する一方、長引く景気の低迷により大幅な税収の不足が生じており、山武市が更なる地方分権に対応していくには、税収の確保及び地域経済の活性化を図る必要があります。

松尾地区における工業団地は、松尾工業団地、松尾台工業団地があり、既に企業立地が図られておりますが、今後、広域交通基盤の整備や成田国際空港の機能拡充に対応した土地利用を進めていくことが必要であり、新たな工業団地の整備とともに、松尾・横芝インターチェンジの波及効果を最大限に活かす拠点整備が課題となります。

つきましては、松尾・横芝インターチェンジを中心とした豊岡地域を工業ゾーンと位置付けし、企業の誘致を推進くださるよう提言いたします。

市民提案型交流のまちづくり推進事業の概要

1　事業の趣旨

協働と交流のまちづくりの推進を図るため、NPO やボランティアグループ、自治会などの市民活動団体が提案する公益事業や協働事業のうち、審査会において市のまちづくりにふさわしいと認められた事業に対し、事業実施に係る経費の一部または全てを補助金により助成する事業です。

2　応募資格

1．【次の要件を全て満たす団体】

①活動の拠点が山武市にある団体。

②５人以上で構成され、その構成員の過半数が山武市に在住、勤務又は在学する者で構成されていること。

③団体を構成する者の年齢は問いませんが、代表者が成人であること。

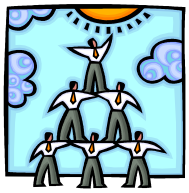

④団体結成後おおむね１年以上の活動実績があること。

2．【対象とならない団体】

⑥政治、宗教、営利を目的としていないこと。

⑦特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。

⑧会員相互の共益、親睦のみの活動でないこと。

⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（ 平成３ 年法律第77 号）第２ 条第２ 号に規定する暴力団（ 以下「暴力団」という。） 又は暴力団若しくはその構成員（ 暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から５ 年を経過しない者を含む。） の統制下にある団体でないこと

⑩同一団体が二つ以上の事業を提案することはできません。

3　対象事業

…事業に対する助成であり、団体支援のための助成事業ではありません。

1．【全て満たす事業】

①山武市内で実施される事業

②同一事業において他の補助金や助成金を受けていない事業

③平成28年2月末日までに完了する事業。

④一つ以上の団体と連携して実施する事業(連携とは、適正な役割分担のもと事業を行うこと)。
→注 必ず連携相手に相談のうえ提案書に記載してください。

2．【上記の要件を全て満たし、かつ、以下のいずれかに該当】

⑤各団体間の連携を強化する事業

⑥市民活動を行う個人又は団体と地域と行政との協働につながる事業

⑦人々との交流が生まれ市民の一体感が醸成される事業

⑧地域資源の発掘や地域ブランドの創造につながる事業

3．【対象とならない事業】…団体の運営に関する費用は対象外

①会員相互の共益、親睦のみの事業

②特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
③営利を目的とする事業
④お祭りやイベントなど単に催しで終わる事業
⑤公序良俗に反する事業

4　採択事業数

○採択事業は、【スタート部門】　　１０事業程度
　　【ステップアップ部門】　　５事業程度

5　補助金額

○【スタート部門】の上限３０万円
　【ステップアップ部門】の上限５０万円、審査会以降補助金の増額はできません
（対象経費の１０／１０以内の額か、事業の支出総額から収入を除いた額のいずれか低い額）
○経費を計上する際は、必ず積算根拠を明確にしてください。

6　スケジュール（27 年度事業の場合）

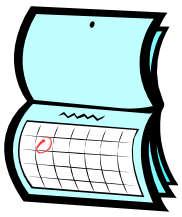

①事業募集	26 年度	8 月
②書類審査・公開プレゼンテーション		**10 月**
③採択団体決定		12 月
④交付申請書提出	27 年度	4 月
⑤事業開始		4 月
⑥事業完了		2 月末
⑦実績報告書提出		3 月中旬
⑧成果報告会		**3 月下旬**

7　補助対象となる事業実施期間

○平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 2 月 28 日までとします。

8　審査会・プレゼンテーション

①審査会（地域審議会委員、学識経験者及び行政職員で構成）の席上で、公開プレゼンテーションを行います。提案された団体は、出席し、提案事業の内容について１０分以内（時間未定）で発表（プレゼンテーション）をしていただき、その後質疑に応じていただきます。
②プレゼンテーションの方法は、パネル、パワーポイント、参考資料など自由です。
資料の配布がある場合には、審査会当日ご持参ください。
③日程については、事業説明会を8月8日に、審査会を10月28日に予定しています。
④審査結果（採択結果）は、提案団体代表者へ郵送により通知します。

○山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱

平成24年４月１日告示第15号

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱

（設置）

第１条　協働と交流のまちづくりの推進を図ることを目的とする事業の適正かつ効果的な推進を図るため、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審査会は、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成24年山武市告示第16号）に基づく市民団体からの提案事業審査方法の決定及び当該事業の審査並びに評価を行うものとする。

（組織）

第３条　審査会は、委員12人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

（１）　山武市地域審議会委員

（２）　公募により市長が適当と認める者

（３）　学識経験を有する者

（４）　総務部企画政策課長

（５）　総務部市民自治支援課長

３　委員の任期は、２年とする。

（会長及び副会長）

第４条　審査会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、必要に応じて会長が招集する。

２　会議は、委員の３分の２以上が出席しなければ、開くことができない。

３　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

４　会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、審査会に諮ったうえで公開しない

ことができる。

（報告）

第６条　会長は、市民団体提案事業の審査及び評価の結果について、市長に報告しなければならない。

（庶務）

第７条　審査会の庶務は、総務部市民自治支援課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成24年４月１日から施行する。

（山武市市民提案型まちづくり事業審査会設置要綱及び山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱の廃止）

２　次に掲げる告示は、廃止する。

（１）　山武市市民提案型まちづくり事業審査会設置要綱（平成20年山武市告示第22号）

（２）　山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱（平成22年山武市告示第73号）

（経過措置）

３　この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の山武市市民提案型まちづくり事業審査会設置要綱（平成20年山武市告示第22号）の規定により山武市市民提案型まちづくり事業審査会の委員として任命されている者及び山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱（平成22年山武市告示第73号）の規定により山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会の委員として任命されている者は、その任期が終了するまでの間は、この告示の規定により任命され、又は委嘱されている山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会の委員とみなす。

（会議の招集の特例）

４　第５条第１項の規定にかかわらず、第１回の会議は、総務部市民自治支援課長が招集する。

平成 26 年度　松尾地区地域審議会スケジュール（案）

H26.6.25　　各地区地域審議会合同会議（平成 26 年度第 1 回）

H26.9 月下旬　松尾地区地域審議会（平成 26 年度第 3 回）
　　地域振興基金運用益金対象事業運用計画について

各地区地域審議会で審議される事項は、地域審議会の設置に関する協議第 3 条に基づき、

①新市建設計画の変更
②新市建設計画の執行状況
③地域振興のための基金の活用
④新市の基本構想の作成及び変更
⑤その他、市長が必要とするもの

となりますが、第 5 期では、松尾地域賑わい創出整備事業と地域振興のための基金の活用について重点をおき審議を進めていく予定です。また、時期は未定ですが、新市建設計画の変更に関する会議の開催も予定しています。

ー　MEMO　ー